

森町経営継続給付金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に深刻な影響を受けた町内の事業者等に対し、予算の範囲内において、経営継続のための森町経営継続給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「事業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は事業を行う個人をいう。

(給付対象者)

第3条 この給付金の対象となる事業者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人事業主にあつては町内に住所を有し、法人にあつては町内に事業所を有する事業者であり、別表1に掲げる業種を営むこと
- (2) 令和元年1月1日以前に開業していること。ただし、営業実態があり、以後においても事業を継続する意思があること。
- (3) 令和2年1月から12月までの期間の売上高が、令和元年1月から12月までの期間の売上高と比べて30%以上減少していること。
- (4) 令和元年分及び令和2年分の確定申告を行っていること。
- (5) 国の持続化給付金の交付を受けていないこと。
- (6) 町税等に滞納がないこと。
- (7) 事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- (8) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (9) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が森町暴力団排除条例（平成23年森町条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたって該当しないこと。また、前述の暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、一事業者に対し一律100,000円とする。

2 本事業による給付金の交付は、一事業者につき1回限りとする。

(給付金の交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、森町経営継続給付金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて、令和3年7月30日までに町長に提出するものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(1) 売上高比較表（様式第2号）

(2) 次のいずれかの書類

ア 法人にあつては、令和元年及び令和2年の売上高が分かる確定申告書別表1の控の写し及び法人事業概況説明書の控の写し

イ 個人事業主で青色申告を行っている場合には、令和元年及び令和2年の確定申告書第1表の控の写し及び所得税青色申告決算書の控の写し

ウ 個人事業主で白色申告を行っている場合には、令和元年及び令和2年の確定申告書第1表の控の写し

(3) 給付金の振込口座の情報が確認できる書類

(4) 確定申告書で町内の事業所の住所が確認できない場合は、町内で事業を営んでいることを証する書類

(5) 個人事業主にあつては、本人確認書類の写し

(6) 誓約書（様式第3号）

(給付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、森町経営継続給付金交付・不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第7条 前条に規定する給付金の交付決定を受けた者は、速やかに森町経営継続給付金請求書（様式第5号）を町に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、事業者が偽りその他不正の手段により給付金の交付の決定を受け

た場合は、本給付金の決定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を当該事業者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に給付金を支給しているときは、町長は、期限を定めて、交付した給付金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(報告・書類の提出の請求)

第10条 町長は、給付金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、事業者に対し、報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年5月21日から施行する。

(失効)

- 2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第2条関係)

支給対象となる業種

支給対象となる業種中 小企業基本 法上の類型	日本標準産業分類上の分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行))
①卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち卸売業
②小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち小売業 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店)、中分類77(持ち帰り・配達飲食サービ

	ス業)
③サービス業	<p>大分類G (情報通信業)のうち 中分類38 (放送業)、中分類39 (情報サービス業)、 小分類411 (映像情報制作・配給業)、小分類412 (音声情報制作業)、小分類415 (広告制作業)、小分類416 (映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</p> <p>大分類K (不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693 (駐車場業)、中分類70 (物品賃貸業)</p> <p>大分類L (学術研究、専門・技術サービス業)</p> <p>大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち中分類75 (宿泊業)</p> <p>大分類N (生活関連サービス業、娯楽業) ※小分類791 (旅行業) 除く。</p> <p>大分類O (教育、学習支援業)</p> <p>大分類P (医療、福祉)</p> <p>大分類Q (複合サービス事業)</p> <p>大分類R (サービス業<他に分類されないもの>)</p>
④製造業、建設業、運輸業 その他業種 (①～③を除く。)	<p>大分類C (鉱業、採石業、砂利採取業)</p> <p>大分類D (建設業)</p> <p>大分類E (製造業)</p> <p>大分類F (電気・ガス・熱供給・水道業)</p> <p>大分類G (情報通信業) ※③業種を除く。</p> <p>大分類H (運輸業、郵便業)</p> <p>大分類J (金融業、保険業)</p> <p>大分類K (不動産業、物品賃貸業) ※③業種を除く。</p> <p>大分類M (宿泊業、飲食サービス業) ※③業種を除く。</p> <p>大分類N (生活関連サービス業、娯楽業)のうち小分類791 (旅行業)</p>

